

3 条例指定NPO法人としての指定を受けるための基準

条例指定NPO法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(11)の指定基準に適合する必要があります（条例4①）。

(1) 事務所要件

大阪府内に事務所を有していること

（解説）

実績判定期間において、大阪府内に事務所を有していることが必要（条例4①一）。

事務所の主たる、従たる（その他の事務所）は問い合わせませんが、登記されていることが必要です。

他府県内に主たる事務所があり、府内にその他の事務所を設けている場合も可。

(2) 情報発信要件

府民等の理解を促進するため、法人自らが法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること

①電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること

②会報その他これに類する印刷物を継続的に発行し、及びこれを会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること

（解説）

本要件については、①又は②の方法、あるいは①と②の方法を合わせた何れかを申出者が選択し、判定を受けることができます。

①と②の両方の方法を利用して情報発信している場合、①、②を合わせて要件を充たしているかを判定します。

①電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること。（条例4①二イ）

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」とは、インターネットを利用したホームページ等による方法をいいます。

○法人自らがホームページを開設するだけでなく、他団体が開設している情報開示ポータルサイトを活用して情報発信していくかもしれません。

○ホームページ等には以下の法人の基礎的な情報及び事業活動の状況等を掲載していることが必要です。

【基礎的な情報】

- ・法人名称
- ・主たる事務所及び従たる事務所（その他の事務所）の所在地
- ・連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）
- ・代表者氏名
- ・法人の目的

【事業活動の状況等】

- ア. 特定非営利活動に係る事業について掲載していること。
 - ・事業の実施状況
 - (例示)
 - 開催済みのイベントやセミナーの内容、参加者数などの実施状況
 - 現在実施している活動の状況
 - ・事業の実施予定
 - (例示)
 - 今後開催するイベントやセミナーの予告や参加者募集
 - ・事業の成果
 - (例示)
 - イベントやセミナーの参加者のアンケート結果
 - 事業を実施する前と実施した後の対象の状況の変化

イ. 法人に対する支援募集に関する事項

- (例示)
 - ボランティアの募集、会員（正会員・賛助会員等）の募集、寄附の募集 など

- ホームページ等への掲載内容を適宜更新していることが必要です。法人の事業活動に応じて更新していくれば、年間の更新回数は問いませんが、常に最新の情報を掲載していることが必要です。
「不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態」とは、ホームページなどで、誰もが情報を閲覧でき、事業活動などの情報を受け取ることができる状態をいいます。
- ホームページの閲覧が会員に限定されている場合は、不可。

②会報その他これに類する印刷物を継続的に発行し、及びこれを会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること。（条例4①二ロ）

「会報その他これに類する印刷物」とは、法人の定款に記載された目的・事業に適合した活動が掲載された法人が発行する印刷物をいいます。

- 名称は問いません。例えば、「会報紙」、「活動案内」などでも可。

○会報等には、以下の法人の基礎的な情報及び事業活動の状況等を掲載していることが必要です。

1つの印刷物に全て掲載されているのではなく、複数の印刷物に分かれてもかまいません。

例えば、法人のパンフレットに基礎的な情報を掲載し、会報で事業活動の状況等について掲載している場合なども可能です。

【基礎的な情報】

- ・法人名称
- ・主たる事務所及び従たる事務所（他の事務所）の所在地
- ・連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）
- ・代表者氏名
- ・法人の目的

【事業活動の状況等】

- ア. 特定非営利活動に係る事業について記載していること。

- ・事業の実施状況

- (例示)
 - 開催済みのイベントやセミナーの内容、参加者数などの実施状況
 - 現在実施している活動の状況

- ・事業の実施予定

(例示)

今後開催するイベントやセミナーの予告や参加者募集

- ・事業の成果

(例示)

イベントやセミナーの参加者のアンケート結果

事業を実施する前と実施した後の対象の状況の変化

イ. 法人に対する支援募集に関する事項

(例示)

ボランティアの募集、会員（正会員・賛助会員等）の募集、寄附の募集 など

「継続的に発行」とは、法人の事業活動に応じて、継続して発行していることをいいます。

○年間の発行部数や回数は問いません。

「会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること」とは、会員以外の府民に会報誌等を送付している、又は、府民が閲覧できる場所に配架している状態をいいます。

○会報誌の配布は、不特定多数の府民を対象としていることが必要です。配布対象が会員に限定されている場合は不可。

【配架場所の例示】

大阪府内に立地する、

- ・学校
- ・病院
- ・図書館
- ・市民活動センター
- ・市民会館
- ・子育て支援センター
- ・駅等の公共交通機関の施設 など

(3) 寄附金要件

寄附金要件の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準 《算式1又は2》

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

② 絶対値基準 《算式3》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること（32頁参照）。

（注1）寄附者の氏名及びその住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかなる寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{ 人}$$

《算式 1》 相対値基準

実績判定期間における

寄附金等収入金額

$$\frac{\text{経常収入金額}}{\geq} \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^(注1)からイの金額を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（条例4①三イ、規則5）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4①一イ(1)、規則6）

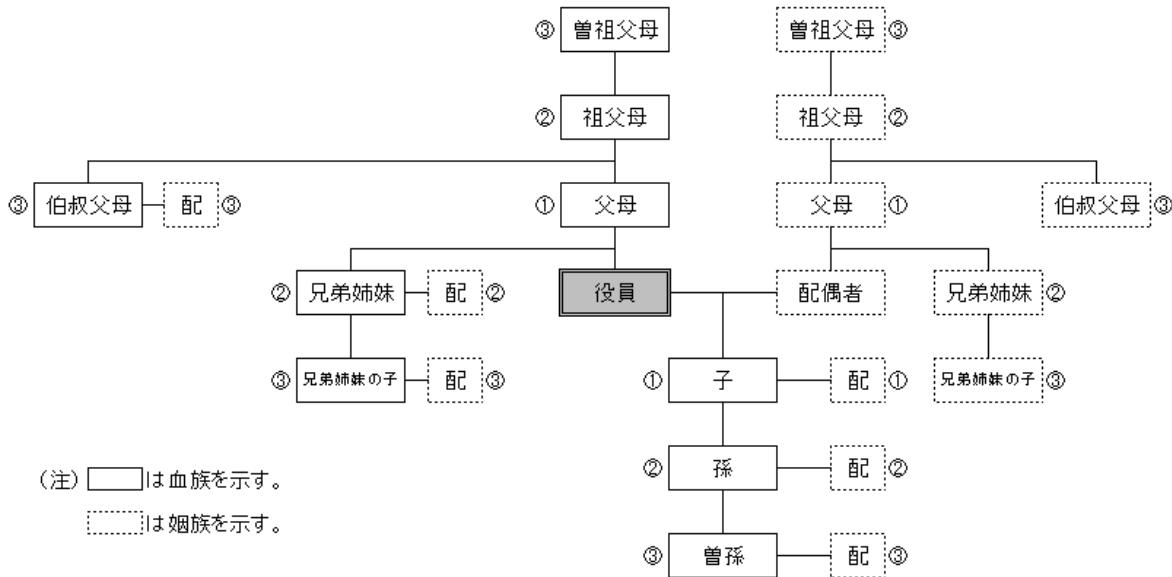
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名及びその住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の關係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則9）。

上記の「特殊の關係」とは次に掲げる關係をいいます（規則18）。

- a 婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にある關係
- b 使用人である關係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している關係
- c a 又はbに掲げる關係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている關係

《三親等以内の親族図》



口の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4①三イ(2)、規則8）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
 - ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
 - ③ 寄附者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）が明らかでない寄附金
- (注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則9）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

- (注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の

10

を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（規則7）。

- (注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（条例4①三イ、規則8）。

ハの金額（条例4①三イ(3)、規則4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(5)活動の対象に関する基準」に定める割合（33頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 - **口の金額** を限度とします。）

- (注6) **ハの金額**を相対値基準の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（規則4）。

- (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- (ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）
「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）と同様です。の数が20人以上であること。

- (注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（33頁(5)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \boxed{\text{ホの金額}}}{\text{経常収入金額} + \boxed{\text{ニの金額}}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等を算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（規則26）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（**ホの金額**）は、受入寄附金総額から**ロの金額**（31頁参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（**ニの金額**）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》（30頁）を参照してください。

ニの金額（規則26）

国の補助金等の全額

ホの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（規則26）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から**ロの金額**（31頁参照）を控除した金額

《算式3》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額} \times 12}{\text{の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数}} \geq 50 \text{人}$$

実績判定期間の月数

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者は、これらの者は、
寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月末満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること（条例4①三ロ、規則11）。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が50人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

(4) 協働要件

各事業年度において、法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域の課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること

(解説) (条例4①四)

「法人その他の団体」とは、国や府、市町村などの行政、学校や病院、企業などの法人格を有する団体のほか、自治会やボランティアグループなどの任意団体をいいます。

○「法人その他の団体」には、「ボランティアとして事業に参加している個人」は含まれません。

「連携し、及び協働して」とは、①から③を満たす活動をいいます。

①共通の目的をもっていること

法人その他の団体とNPO法人が同じ目的を持って活動することが必要です。

②目的達成のため、対等の関係であること

互いにアイデアを出し合い、意見交換の下、事業を実施していることをいいます。

③互いの特性を発揮していること

NPO法人の目的に応じた（定款に記載された）特定非営利活動に係る事業であることが必要です。

その他事業としての事業である場合は、該当しません。

※具体的な事例についてはご相談ください。

○「事業の継続が見込まれること」とは、地域課題の解決に向けて実施している事業が一過性のものではなく、将来的にも実施される見込みがあることをいいます。

○現在実施している、NPO法人の目的に応じた活動を今後も実施する意思があり、今後の事業展開や活動計画を考えるなど、継続的な実施に取り組んでいることが必要です。

○継続的に特定非営利活動を行うために必要な財政基盤を有していることが必要です。

(5) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

} の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（条例4①五）。

（注） 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（規則13）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に關係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動

(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（規則14）。

- ① 当該申出に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

- ② 当該申出に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に關係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に關係しない者をいいます（規則15）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（規則16）。

- ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの
- ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付隨費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等（※1）が参加しているものに限ります。）に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものと有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

(注1) 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

(注2) 特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」は除いて判定します。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(6) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（条例4①六）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則18）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（規則19）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

- 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（規則21）。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（規則22）。

(7) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（条例4①七）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

（注1）ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則18、23）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a 又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（規則24）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、大阪府知事がその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（規則25）。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

（8）情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
- ④ 規則で定める書類
- ⑤ 助成の実績を記載した書類

（解説）

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること（条例4①ハ）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（条例4①八ロ）
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例4①八ロ）
 - ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例11②二）
 - (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類（条例11②三）
 - (注) 「規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（規則29①）
 - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - 役員等との取引
 - 4 寄附者（当該条例指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該条例指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（□に係る部分を除く。）
 - 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
 - (3) 規則で定める書類（条例11②四）
 - (注) 「規則で定める書類」とは以下のものをいいます（規則30②）

条例第四条第一項第六号（□に係る部分を除く。）、第七号イ及びロ、第八号並びに第十号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第六条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。
 - ④ 助成の実績を記載した書類（条例11③）

(9) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(角解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を第29条の規定により提出していること（条例4①九）。

(10) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(角解説)

法令及び条例又は法令及び条例に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（条例4①十）。

(11) 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（条例4①十一）

4 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定、特例認定、条例指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定、特例認定、条例指定の取消しの日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①から②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にあるもの、又は大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかるわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません（条例6）。

イ NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合、特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合、又は条例指定NPO法人が条例指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年内に当該認定NPO法人、当該特例認定NPO法人、当該条例指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

（注1）「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

（注2）「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定、特例認定又は条例指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令及び条例又は法令及び条例に基づいてする行政手の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定及び指定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 每事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にあるもの又は大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

5 実績判定期間

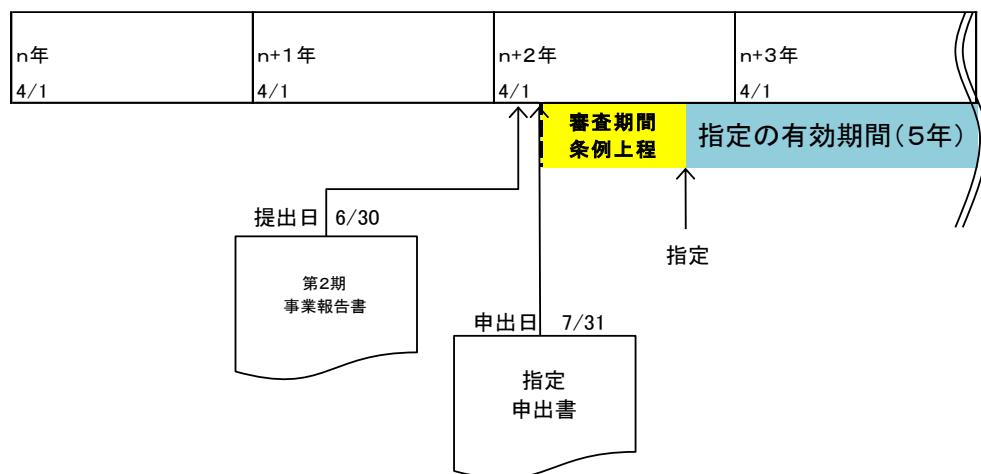
実績判定期間とは、指定又は指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例3③）。

【具体例1】

«過去に指定を受けたことのない法人の申請の場合»

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ➤事業年度 | 4月1日～翌年3月31日 |
| ➤事業報告書等の所轄庁への提出日 | n+2年6月30日 |
| ➤申出書を提出した日 | n+2年7月31日 |
| ➤実績判定期間 | n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期） |

過去に指定を受けたことのない法人が申出を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準（寄附金要件等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

指定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 : n+3年3月16日
- 指定の有効期間 : n+3年10月25日～n+8年10月24日
- 更新申出期間 : n+8年1月24日～n+8年4月24日
- 更新の申出書の提出日

《ケースA:更新申出期間中のn+8年1月24日～n+8年3月31日の間に更新の申出書を提出する場合》

- 実績判定期間 : n+2年4月1日 (第3期)～n+7年3月31日 (第7期)

更新申出期間中のn+8年1月24日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日 (第3期)～n+7年3月31日 (第7期)となります。

この場合の実績判定期間で算定する指定基準(寄附金要件等)については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB:更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月24日に更新の申出書を提出する場合》

- 実績判定期間 : n+3年4月1日 (第4期)～n+8年3月31日 (第8期)

更新申出期間中のn+8年4月1日～n+8年4月24日に更新の申出書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日 (第4期)～n+8年3月31日 (第8期)となります。

この場合の実績判定期間で算定する指定基準(寄附金要件等)については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、指定基準等を算定する必要があることに留意願います。

